

# 地方独立行政法人三重県立総合医療センター医療事故等公表基準

## 1 医療事故公表の意義

本院には、医療従事者として医療における安全管理を追求していくため、自ら医療事故を公表する責務がある。医療事故の事実と対応策を公表することは、医療の透明性を高め、県民からの信頼を得るとともに、他の医療機関への情報提供にもなり、医療の安全管理に資することとなる。ここで重要なことは、患者や県民には事故の原因とその背景となった問題点を明らかにするだけでなく、事故に対しどのような対策が施され、その結果何が改善されたかを知る権利があるということである。それに応じて事故防止をはかることが最大の目的でもある。

## 2 医療事故の定義

この公表基準に規定する「医療事故」とは、患者が本来持っていた疾病や体質などの基礎的条件によるものではなく、医療においてその目的に反して生じた全ての事象を指す。医療事故には、医療内容に問題があつて起きたもの（過失による医療事故：医療過誤）と医療内容に問題がないにもかかわらず起きたもの（過失のない医療事故）がある。

医療事故はその傷害の内容（患者影響度レベル）に応じて次のとおりとする。

インシデント…患者影響度レベル 0、1、2、3a に該当する事例とする。

アクシデント…患者影響度レベル 3b、4a、4b、5 に該当する事例とする。

## 3 医療事故のレベル（患者影響度レベル）

医療事故の発生により、患者に生じた傷害の内容に応じて、そのレベルを別表のとおり設定する。

## 4 公表基準

院長は、次のいずれかに該当する医療事故が発生した場合、これを公表する。

(1) 別表レベル 4b 又は 5 に相当する過失のある有害事象は、原則個別公表する。

(2) 上記 (1) 以外に相当する医療事故は過失の有無によらず、包括的に公表する。

なお、過失のない医療事故または医療行為以外の事故であっても、社会的影響を考慮の上、必要があればこれを個別公表する。

## 5 患者及び家族等への配慮

(1) 公表にあたっては、事前に患者及び家族等に十分説明を行い、原則として書面により同意を得る。

(2) 公表する内容から、患者や職員が特定、識別されないように十分配慮する。

### 附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則

この基準は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。平成 27 年 12 月 31 日までに発生した医療事故等については、なお従前の例による。

### 附 則

この基準は、令和 2 年 9 月 17 日から適用する。令和 2 年 9 月 16 日までに発生した医療事故等については、なお従前の例による。

### 附 則

この基準は、令和 6 年 9 月 25 日から適用する。

### 別表

#### 患者影響度レベル

区分	レベル	傷害の 継続性	傷害の 程度	傷害の内容
インシデント	0	—		エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、患者には実施されなかった
	1	なし		患者への実害はなかった（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）
	2	一過性	軽度	処置や治療は行わなかった（患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた）
	3 a	一過性	中等度	簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など）
アクシデント	3 b	一過性	高度	濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など）
	4 a	永続的	軽度～ 中等度	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない
	4 b	永続的	中等度 ～高度	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う
	5	死亡		死亡（原疾患の自然経過によるものを除く）